

令和6年11月10日

豊橋市長様

豊橋市へ転入後の就業先へ記入を依頼してください。テレワークの要件を選択した場合は、従来からの就業先へ記入を依頼してください。

所在地 豊橋市〇〇町〇〇123

事業者名 株式会社◇◇

代表者名 代表取締役 吉田 次郎

電話番号 0532-XX-XXXX

担当者 二川 三郎

就業証明書 (豊橋市移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	豊橋 太郎			
勤務者住所 (移住前)	千葉市〇〇区〇〇町〇〇1-2-3 アパート〇〇321			
勤務者住所 (移住後)	豊橋市今橋町1番地			
勤務先部署の所在地	〇〇市〇〇町△△1-23			
勤務先電話番号	05XX-XX-XXXX			
就業年月日	令和6年9月1日			
雇用形態	週20時間以上の無期雇用			
就業の場合のみ	代表者又は取締役等の経営を担う者が3親等以内の親族に該当しない			
	求人管理番号 (※)			
	応募受付年月日			
専門人材の場合のみ	目的達成後に離職することが前提でない			
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業			
テレワークの場合のみ	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等を含む) ではない			
	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない			
関係人口 (就業) の場合のみ	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等を含む) ではない			
	代表者又は取締役等の経営を担う者が3親等以内の親族に該当しない			
	資本金の額	1億円	従業員数	200人
	業種	産業分類(中分類)を記載してください。 業務用機械器具製造業		
	面接年月日 (又は企業説明会参加年月日)	面接年月日:令和6年1月15日 企業説明会参加:令和5年11月1日		

予め記載されている項目については、この内容を満たさなければ移住支援金の対象となりません。証明の際にそれぞれの項目を確認してください。(勤務者がどの要件で移住支援金を申請するかによって、記入する

該当するものにレ点を付けてください。

産業分類(中分類)を記載してください。

勤務者が面接等に参加した日付を記載してください。(複数ある場合は全て記載してください。)

裏面の注意事項について、同意しました。

※ 愛知県以外の都道府県が運営するマッチングサイトに掲載する対象者は、その都道府県名も記入すること。

【注意事項】

- 1 豊橋市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛知県及び豊橋市の求めに応じて、愛知県及び豊橋市に提供することについて、勤務者の同意を得てください。
- 2 申請要件が「就業」、「専門人材」又は「関係人口（うち就業の場合）」のときは、当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有している必要があります。
- 3 勤務者が移住支援金を申請した日から1年経過したときは、この就業証明書の内容に関する変更の有無を「豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】」で速やかに届け出てください。
- 4 この就業証明書の内容に変更があったときや変更となることが明らかになったときは、「豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】」で届け出てください。
- 5 移住支援金の申請の日から1年以内に退職した場合は、勤務者に移住支援金の全額の返還を求めることがあります。
- 6 移住支援金の申請の日から3年未満に豊橋市から転出した場合は、勤務者に移住支援金の全額の返還を求めることがあります。
- 7 移住支援金の申請の日から3年以上5年以内に豊橋市から転出した場合は、勤務者に移住支援金の半額の返還を求めることがあります。